

秦野市通学路安全対策推進懇話会設置要綱

(令和4年6月17日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市立小中学校の通学路（以下「通学路」という。）の安全対策に関する意見又は助言を求めるための組織として、秦野市通学路安全対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置するに当たり、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通学路危険箇所への安全対策に関すること。
- (2) 秦野市通学路交通安全プログラムの見直しに関すること。
- (3) その他通学路の安全に関すること。

(組織)

第3条 懇話会の参加者（以下「参加者」という。）は、8名以内とし、次に掲げる者により組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 秦野市立小学校長会から選出された者
- (3) 秦野市PTA連絡協議会から選出された者
- (4) 秦野市自治会連合会から選出された者
- (5) 市内の交通安全団体関係者

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて座長を置くことができる。
- 3 座長を置いたときは、座長が会議の議長となる。
- 4 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に参加者以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報償の支給)

第5条 参加者が懇話会の会議に出席するときは、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、学校教育課において処理する。

- 2 懇話会における意見又は助言は、学校教育課において記録し、文書化する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。